

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況（令和6年度）

法人名	高圧ガス保安協会	根拠法令名	高圧ガス保安法	(昭和61年 10月 1日民間法人化)																																				
1. 法人の概要	業務の概要																																							
目的：高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガス保安に関する検査等の業務を行うこと。 業務内容(主なもの) 1. 高圧ガスの保安に関する技術基準の作成及び普及、研究開発、調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供 2. 高圧ガスの保安に関する技術的事項についての経済産業大臣への意見具申 3. 詳細基準が性能基準を満たしているかどうかについての審査 4. 高圧ガスの製造及び販売等に必要な義務講習及び資格試験の科目免除等の各種法定講習の実施 5. 完成検査、保安検査、輸入検査、容器検査、附属品検査、特定設備検査その他高圧ガス保安に関し必要な検査等の実施 6. 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る調査又は認定高度保安実施者の認定に係る経済産業大臣からの調査依頼に対する調査等 7. 冷凍機器の試験 8. 指定設備の認定、認定指定設備の移設に係る調査 9. 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく製造及び販売等に係る試験事務及び免状交付事務の実施 10. 大臣認定に係る特定案件事前評価、詳細基準事前評価 11. 認定試験者に係る確認調査 12. 高圧ガスの保安に関する各種講習、講演等の教育活動の実施 13. 液化石油ガス用ガス漏れ警報器等の検定 14. 前各号に掲げる業務に附帯する業務及び目的達成のための業務 15. その他協会が行うことが適切であるとして大臣の認可を受けた業務 ①協会が有する機械設備又は技術を活用して行う検査、検定試験等 ②高圧ガスの保安に関する業務を実施する法人への出資及び出捐 ③高圧ガスの保安に関する技術事項についての外国からの依頼に基づく調査、研究、指導並びに情報の収集及び提供 ④品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム、食品安全マネジメントシステム及び労働安全衛生マネジメントシステムの審査及び登録 ⑤ガス事業法に規定する特定ガス工作物の使用前検査及び消費機器に係る事故の原因等に関する分析等 ⑥高圧ガス製造事業者その他の者の安全・防災等に関する監査																																								
<table><tr><td>役・職員数</td><td>理事長等</td><td>理事</td><td>監事</td><td>職員</td></tr><tr><td>常勤</td><td>会長：1人</td><td>5人</td><td>0人</td><td>136（嘱託20人を含む）人</td></tr><tr><td>非常勤</td><td>副会長：1人</td><td>6人</td><td>1人</td><td>62人</td></tr></table>						役・職員数	理事長等	理事	監事	職員	常勤	会長：1人	5人	0人	136（嘱託20人を含む）人	非常勤	副会長：1人	6人	1人	62人																				
役・職員数	理事長等	理事	監事	職員																																				
常勤	会長：1人	5人	0人	136（嘱託20人を含む）人																																				
非常勤	副会長：1人	6人	1人	62人																																				
2. 事業 (1) 運営費、補助金等	<table><tr><td></td><td>令和6年度(A)</td><td>令和5年度(B)</td><td>令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)</td><td>補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)</td></tr><tr><td>総収入額</td><td>45 億円</td><td>46 億円</td><td>-1.5億円</td><td>① 補助事業の段階的廃止</td></tr><tr><td>補助金等収入額（①）</td><td>4 億円</td><td>5 億円</td><td>0.80</td><td>・・・補助金収入額はなし</td></tr><tr><td>事業による自己収入額（②）</td><td>41 億円</td><td>41 億円</td><td>1.00</td><td>② 自主事業による自己収入の拡大等</td></tr><tr><td>①／②×100（％）</td><td>9.8 　％</td><td>11.6 　％</td><td>0.84</td><td>・・・図書の出版、セミナーの開催、ISO</td></tr><tr><td>経常的運営費用（③）</td><td>23 億円</td><td>23 億円</td><td>1.00</td><td>③ その他</td></tr><tr><td>①／③×100（％）</td><td>17.4 　％</td><td>21.7 　％</td><td>0.80</td><td>・・・委託費により経常的運営費を賄っていない。</td></tr></table>						令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)	総収入額	45 億円	46 億円	-1.5億円	① 補助事業の段階的廃止	補助金等収入額（①）	4 億円	5 億円	0.80	・・・補助金収入額はなし	事業による自己収入額（②）	41 億円	41 億円	1.00	② 自主事業による自己収入の拡大等	①／②×100（％）	9.8 　％	11.6 　％	0.84	・・・図書の出版、セミナーの開催、ISO	経常的運営費用（③）	23 億円	23 億円	1.00	③ その他	①／③×100（％）	17.4 　％	21.7 　％	0.80	・・・委託費により経常的運営費を賄っていない。
	令和6年度(A)	令和5年度(B)	令和5年度比又は令和5年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)																																				
総収入額	45 億円	46 億円	-1.5億円	① 補助事業の段階的廃止																																				
補助金等収入額（①）	4 億円	5 億円	0.80	・・・補助金収入額はなし																																				
事業による自己収入額（②）	41 億円	41 億円	1.00	② 自主事業による自己収入の拡大等																																				
①／②×100（％）	9.8 　％	11.6 　％	0.84	・・・図書の出版、セミナーの開催、ISO																																				
経常的運営費用（③）	23 億円	23 億円	1.00	③ その他																																				
①／③×100（％）	17.4 　％	21.7 　％	0.80	・・・委託費により経常的運営費を賄っていない。																																				
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	<table><tr><td>制度的独占となる事務・事業の有無</td><td>(有・無)</td><td>無</td></tr><tr><td>制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由</td><td>(事務・事業名)</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>(理由)</td><td>—</td></tr><tr><td>制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由</td><td>(理由)</td><td>—</td></tr><tr><td>制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）</td><td>(有・無)</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>(内容)</td><td>—</td></tr><tr><td>制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）</td><td>(有・無)</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td>(内容)</td><td>—</td></tr><tr><td>制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容</td><td>(内容)</td><td>注）法＝高圧ガス保安法、一般則＝一般高圧ガス保安規則、LP法＝液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 1. 検査関係 ・法第49条の23による容器等試験 ・法第56条の3による特定設備検査 ・法第56条の6の14による特定設備基準適合証の交付 2. 調査等 ・法第39条の7第1項及び第3項による認定の申請に係る調査 ・法第39条の16による認定の申請に係る調査 ・法第49条の8第1項による容器等製造事業者の調査 ・法第56条の6の5第1項による特定設備製造事業者の調査 ・法第56条の7による指定設備の認定 3. 講習 ・法第27条の2第7項及び第27条の3第3項による高圧ガスによる災害の防止に関する講習 ・法第31条第3項による製造保安責任者試験又は販売主任者試験に関する講習 ・LP法第19条第3項、第37条の5第4項及び第38条の9による液化石油ガスによる災害の防止に関する講習 ・一般則第49条第1項第17号等による高圧ガスの移動についての講習 ・LP法規則第36条第2項による供給設備点検及び消費設備調査に関する講習 4. 試験 ・法第31条の2による試験事務 ・LP法第38条の6による試験事務</td></tr><tr><td>制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）</td><td>(有・無)</td><td>有</td></tr><tr><td></td><td>(内容)</td><td>・業務範囲は高圧ガス保安法において規定されている。 ・業務方法書は経済産業大臣の認可が必要。 ・手数料は政令手数料又は業務方法書に基づく経済産業大臣の認可が必要。</td></tr></table>					制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)	無	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名)	—		(理由)	—	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)	—	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	—		(内容)	—	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	—		(内容)	—	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)	注）法＝高圧ガス保安法、一般則＝一般高圧ガス保安規則、LP法＝液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 1. 検査関係 ・法第49条の23による容器等試験 ・法第56条の3による特定設備検査 ・法第56条の6の14による特定設備基準適合証の交付 2. 調査等 ・法第39条の7第1項及び第3項による認定の申請に係る調査 ・法第39条の16による認定の申請に係る調査 ・法第49条の8第1項による容器等製造事業者の調査 ・法第56条の6の5第1項による特定設備製造事業者の調査 ・法第56条の7による指定設備の認定 3. 講習 ・法第27条の2第7項及び第27条の3第3項による高圧ガスによる災害の防止に関する講習 ・法第31条第3項による製造保安責任者試験又は販売主任者試験に関する講習 ・LP法第19条第3項、第37条の5第4項及び第38条の9による液化石油ガスによる災害の防止に関する講習 ・一般則第49条第1項第17号等による高圧ガスの移動についての講習 ・LP法規則第36条第2項による供給設備点検及び消費設備調査に関する講習 4. 試験 ・法第31条の2による試験事務 ・LP法第38条の6による試験事務	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	有		(内容)	・業務範囲は高圧ガス保安法において規定されている。 ・業務方法書は経済産業大臣の認可が必要。 ・手数料は政令手数料又は業務方法書に基づく経済産業大臣の認可が必要。		
制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)	無																																						
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名)	—																																						
	(理由)	—																																						
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)	—																																						
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	—																																						
	(内容)	—																																						
制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	—																																						
	(内容)	—																																						
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)	注）法＝高圧ガス保安法、一般則＝一般高圧ガス保安規則、LP法＝液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 1. 検査関係 ・法第49条の23による容器等試験 ・法第56条の3による特定設備検査 ・法第56条の6の14による特定設備基準適合証の交付 2. 調査等 ・法第39条の7第1項及び第3項による認定の申請に係る調査 ・法第39条の16による認定の申請に係る調査 ・法第49条の8第1項による容器等製造事業者の調査 ・法第56条の6の5第1項による特定設備製造事業者の調査 ・法第56条の7による指定設備の認定 3. 講習 ・法第27条の2第7項及び第27条の3第3項による高圧ガスによる災害の防止に関する講習 ・法第31条第3項による製造保安責任者試験又は販売主任者試験に関する講習 ・LP法第19条第3項、第37条の5第4項及び第38条の9による液化石油ガスによる災害の防止に関する講習 ・一般則第49条第1項第17号等による高圧ガスの移動についての講習 ・LP法規則第36条第2項による供給設備点検及び消費設備調査に関する講習 4. 試験 ・法第31条の2による試験事務 ・LP法第38条の6による試験事務																																						
制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容（行っていない場合はその理由）	(有・無)	有																																						
	(内容)	・業務範囲は高圧ガス保安法において規定されている。 ・業務方法書は経済産業大臣の認可が必要。 ・手数料は政令手数料又は業務方法書に基づく経済産業大臣の認可が必要。																																						
(4) 手数料等の徴収	<table><tr><td>手数料等の対価の徴収の有無</td><td>有</td><td>手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無</td><td>有</td></tr><tr><td>名称（法令等に基づく検定等には※）</td><td>※</td><td>対価の額</td><td>算定根拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）</td></tr><tr><td>「高圧ガス保安協会手数料表」参照</td><td></td><td>円 円 円 円</td><td>(決定者) 高圧ガス保安協会会長 (決定方法) 経済産業大臣認可、届出（業務方法書に基づく認可、届出）</td></tr><tr><td>対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無</td><td>有</td><td>収支状況のインターネットでの公表の有無</td><td>有</td></tr></table>					手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有	名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額	算定根拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）	「高圧ガス保安協会手数料表」参照		円 円 円 円	(決定者) 高圧ガス保安協会会長 (決定方法) 経済産業大臣認可、届出（業務方法書に基づく認可、届出）	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有																			
手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有																																					
名称（法令等に基づく検定等には※）	※	対価の額	算定根拠（法令等に基づく検定等については決定方法を付記）																																					
「高圧ガス保安協会手数料表」参照		円 円 円 円	(決定者) 高圧ガス保安協会会長 (決定方法) 経済産業大臣認可、届出（業務方法書に基づく認可、届出）																																					
対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有																																					

	対価を伴う自主事業の有無	有	法人における純利益額	66百万	円
(5) 検査等の事務・事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法	
	「高圧ガス保安法」並びに「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る検査等については、容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）及び経済産業大臣承認の基準等により行われている。			容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）、特定設備検査規則（昭和51年通商産業省令第4号）、コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）及び経済産業大臣承認の基準等	
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	無		法人の外注金額	—
	外注しなければならない理由	—			
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無)	無	(内容)	—
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	(有・無)	有	(内容)	・ 高圧ガス保安法第59条の26により役職員は守秘義務が課されている。 ・ 同法第59条の27により役職員は、刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する者とみなされている。
	役職員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容（なければその理由）	(有・無)	有	(内容)	就業規則、役職員倫理規程、コンプライアンス推進規程

3. 機関 (1) 役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		—		
	役員の定数		会長：1名 副会長：1名 理事：12名以内 （監事：1名）	人	上限と下限の幅がある場合はその幅		—	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		高圧ガス保安協会定款第12条（抜粋） 1 会長及び監事は、評議員会の議決を経て、役員会において選任する。 2 副会長及び理事は、会長が任命する。					
	役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		（年数） — （理由） —	年	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則、65歳まで		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前々職	常勤・非常勤	
	会長	近藤 賢二	令和元年7月1日	三菱電機(株)専務執行役		内閣官房（官邸）内閣審議官 知的財産戦略推進事務局長	常	
	副会長	市川 秀夫	令和4年7月1日	(株)レゾナック・ホールディングス 相談役		(株)レゾナック・ホールディングス 取締役	非	
	理事	久本 晃一郎	平成27年7月1日	高圧ガス保安協会教育事業部長		高圧ガス保安協会 総合企画部長代理	常	
	理事	越野 一也	令和3年7月1日	住友化学(株)生産安全基盤センター長 兼 グループマネージャー			常	
	理事	白井 基晴	令和4年4月1日	経済産業省関東東北産業保安監督部長		経済産業省産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官	常	
	理事	谷口 芳弘	令和5年7月1日	(株)レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所 工務部長			常	
	理事	戸邊 千広	令和6年7月1日	経済産業省東北経済産業局長		復興庁福島復興局次長	常	
	理事	香川 澄	平成29年7月1日	早稲田大学 理工学術院総合研究所 研究院客員教授		防衛大学校 教務部部長 兼 システム工学群機械システム 主幹連合会常任幹事	非	
	理事	有田 芳子	令和2年7月1日	主婦連合会参与			非	
	理事	上原 正弘	令和4年7月1日	大陽日酸(株)取締役専務執行役員		大陽日酸(株)常務執行役員	非	
	理事	酒井 則明	令和4年7月1日	出光興産(株)代表取締役副社長		出光興産(株) 取締役 副社長執行役員	非	
	理事	菅井 裕人	令和4年9月9日	(株)スガイ 代表取締役社長		(株)スガイ 代表取締役専務	非	
	理事	間島 寛	令和6年7月1日	岩谷産業(株) 代表取締役社長執行役員		岩谷産業(株) 取締役副社長執行役員	非	
	特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務・事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
(比率) — % (理由) —			(比率) — % (理由) —					
役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無		有	インターネットによる公表の有無	有	
役員報酬の支給基準の内容			役員の退職金の決定方法					
役員給与規程等による。			役員退職手当支給規程等による。					
役員会規程の有無		役員会の成立要件			役員会における議決要件			
有		役員会の過半数の出席			出席した役員の過半数をもって決する。			
(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		—		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		高圧ガス保安協会定款第12条（抜粋） 1 会長及び監事は、評議員会の議決を経て、役員会において選任する。					
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由					
	—		—					
	監査役員の任期		2 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		（年数） — （理由） —	年	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則、70歳まで		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		前々職	常勤・非常勤	
	監事	大浜 健	令和3年7月1日	(株)ジャパンガスをエナジー 代表取締役社長		ENEOS(株)執行役員 東北支店長	非	
	監査役員報酬の支給基準の有無		有	一般への閲覧提供の有無		有	インターネットによる公表の有無	有
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法				

役員給与規程による。

退職金はない。

(3) 社団的・性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容			
	(有・無) ー (内容) ー		(有・無) ー (内容) ー			
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容（ない場合は、その理由）					
	(有・無) ー (内容) ー					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容			
	事業計画・予算、業務報告・決算を評議員会で審議		(有・無) 有 (内容) 会員が会員の中から選挙により選任（高圧ガス保安法第59条の21 第3号の規定に基づき議長を務める会長を除く）			
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	有	役員を兼ねている場合、その構成比率（兼務の役員数／評議員会等の構成員数×100）	3.3	%	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	高圧ガス保安法第59条の21 第3号に基づき、会長が議長を務めるため				
	評議員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由	ー		
	評議員定数	20名以上30名以内	上限と下限の幅がある場合はその幅	10名		
	評議員任期	3 年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) 3 年 (理由) 年数は定款で規定している。		
	在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容	原則、75歳まで		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率) ー % (理由) ー					
	評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
	有	代理を含め過半数の出席		出席評議員（含む代理）の過半数		
	4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用	企業会計原則の適用の有無	有		その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	ー
		余裕金（財産）の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 47億 (運用方法) 社債、地方債及び定期預金で運用	円		
(3) 長期借入金	長期借入金の有無	無		長期借入金の返済計画の有無	無	
	長期借入金の確実な返済計画の内容	ー				
(4) 引当金・特別法上の引当金	引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無（公表していない場合その理由）			
(5) 公認会計士監査	32億 円		(有無) 有 (理由) ー			
	収支決算額 45 億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無		有		
公認会計士監査を実施していない場合、その理由 ー						
5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無		公益法人、株式会社等への出資の有無		無	
(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無		財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無		無	
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容（未記載の場合その理由）	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの		
	名称	ー		ー		
	所在地	ー		ー		
	資本金	ー		ー		
	事業内容	ー		ー		
	役員の状況	ー		ー		
	従業員数	ー		ー		
	持ち株比率	ー		ー		
	法人との関係	ー		ー		
	6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表			法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無
定款		有	有	有	ー	
役員名簿		有	有	有	ー	
組合員等名簿		有	無	無	個人情報であるため。	
事業報告書・附属説明書類		有	有	有	ー	
損益計算書又は収支計算書		有	有	有	ー	
貸借対照表		有	有	有	ー	
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	有	有	ー	
監事の意見書		有	有	有	ー	
事業計画書		有	有	有	ー	
収支予算書		有	有	有	ー	

(2)所管官庁における業務及び財務等に関する公表			所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由			
	定款		有	—	有	—			
	役員名簿		有	—	有	—			
	組合員等名簿		無	個人情報であるため。	無	個人情報であるため。			
	事業報告書・附属説明書類		有	—	有	—			
	損益計算書又は収支計算書		有	—	有	—			
	貸借対照表		有	—	有	—			
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	—	有	—			
	監事の意見書		有	—	有	—			
	事業計画書		有	—	有	—			
	収支予算書		有	—	有	—			
			所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由（一部のみ実施の場合も含む）			
	名称		有	—	有	—			
	所管する部局（担当局担当課等）の名称		有	—	有	—			
	主たる事務所の所在地及び電話番号		有	—	有	—			
	設立年月日		有	—	有	—			
	代表者の職名及び氏名		有	—	有	—			
	主な目的及び事業		有	—	有	—			
(3)所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料			有					
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			有					
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			有					
(4)退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無			有					
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由					
	役職名、氏名、就任年月日、経歴			—					
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無			—					
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由					
	—			—					
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等									
(1)指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無		無	指導監督の実績及びその主な内容		—			
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無		有						
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		—	指導監督の実績及びその内容		—			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		—						
(2)所管法人の事務・事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無		有	無い場合、その理由		—			
	当該見直し結果の公表の有無		有	無い場合、その理由		—			
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無	無い場合、その理由		高圧ガス保安法における検査関連制度（容器検査、附属品検査、特定設備検査）については、特定の要件を満たした事業者については自己確認ができる制度に改正済み（平成8年）であるため。			
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた必要の措置の実施の有無		無	所要の措置の結果の公表の有無	—
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		有			無		
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性		—			—		
		法令の規定に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性		—			—		
		その他		—			—		
指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由 等）									
・法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 ・令和6年度末において基準未適合となっている令和7年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和6年度の状況に対して令和7年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 以下の事項については、指導勧告基準の例外として整理している。 ・評議員の任期（理由） 高圧ガス保安協会における評議員は、水素等の新規戦略分野、地震津波対応、技術基準作成・見直しなど中長期的な観点で審議をし、施策を実行していることから、任期を3年としている。									